

A4 個人事業主である院長本人や生計を一とする親族である妻に、退職金を支払うことは税務上認められていません。ただし、廃業により受取った小規模企業共済の共済金は税務上退職所得として課税されます。

(1) 個人事業主への退職金

院長自身には税務上、退職金を支払うことはできません。退職金は雇用主と従業員の雇用関係、または取締役と会社の契約に基づいて支払われるものです。

よって、退職金として院長自身に支払った金額は、所得税法上事業所得の必要経費になりません。もちろん、事業承継する後継者の事業所得の計算上も必要経費になりません。

(2) 親族への退職金

青色事業専従者となっている妻に対する退職金についても、妻は院長と生計を一にしている親族であるので、院長の必要経費になりません（所法57）。

ただし、医療事務等をしていた長女が別生計である場合は、第三者従業員と同様、長女に支払った退職金は院長の事業所得の計算上必要経費になります。

(3) 小規模企業共済の共済金

中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業共済に加入している個人事業主は、事業を廃止したことにより共済金を受け取ることができます。この共済制度は、個人事業主の退職金の準備制度で、支払った掛金は全額支払った年度の所得控除となり、院長にとっては退職金を毎年必要経費としながら積み立てる効果があります。

また、廃業により受取った共済金は退職所得として課税され、事業所得や不動産所得等の他の所得と合算されず、分離して課税されますので有利です。